

面的集積

特集1

賃貸借と農地継承円滑化事業で面的集積  
秋田県公社の担い手の育成と耕作放棄地解消への取り組み



効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、認定農業者はもとより、小規模な農家や兼業農家等も参加する、集落を基礎とした営農組織等を育成することが、農政の最大の課題となっている。

加えて、農業者の減少や高齢化は、耕作放棄地（遊休農地）の増加の主要な要因でもあり、農地の有効利用を進めるためには、担い手への利用集積を通じた耕作放棄地の発生防止とその解消に向けた取り組みも重要となっている。

これら構造政策の一翼を担う秋田県農業公社では、昨年度から、秋田市下浜羽川地区において、農地保有合理化法人としての農地の中間保有・再配分機能を最大限活かし、耕作放棄が見込まれる農地を借り入れ、簡易な整備事業を加え、新たに組織化された集落営農組織・農事組合法人「アグリはなかわ」に再配分する事業に取り組んでいる。

秋田市農業と  
下浜羽川地区

秋田市の農地面積は約7555㍎。うち水田が94%を占める米どころではあるが、元々兼業農家が多いのに加え、近年の米価の低迷で兼業化に拍車がかかる状況が続いている。市内には約4300戸の農家があり、うち専業農家は680戸・一種兼業480戸・二種兼業3140戸（73%）といった

状況だ。農業粗生産額は約88億円。そのうち米が約70%を占め、畜産、野菜、果樹が続いている。米の中心品種は「あきたこまち」と「めんこいな」、転作は大豆が中心だ。

秋田市では品目横断的経営安定対策等の農政改革の実施に伴い、JA等関係機関・団体が一九となつて対策加入要件を満たす担い手の育成に努めてきた。現在452経営体（法人を含む）が認定農業者として認定され、これらの担い



農地継承円滑化事業で整備された下浜羽川地区の水田に作付けられた大豆  
—— 枝豆用（あきた香り五葉）として人気がある。——（H19.6撮影）



前列左より、認定農業者佐藤茂さん、JA新あきた長谷部春美さん、秋田市農村振興課生駒隆一さん  
後列左より、市農村振興課二本文隆さん、JA新あきた波辺一幸さん、認定農業者大友安行さん、認定農業者大友隆俊さん、市農村振興課鈴木重洋さん(H19.4)

手への更なる農地利用の集積が当面の課題となっていると秋田市農村振興課の生駒隆一(生駒) 主席主査は話す。  
秋田県農業公社が取り組んだ事

業地区は、秋田市役所から南へ約15km、由利本荘市に隣接する「下浜羽川」(しもはまはねかわ) 地区。農家戸数は、旧下浜6カ村の312戸で構成され、集落域内の農

地面積は約70ha。

事業地区は、水田約25haが山間の沢づたいに一団に形成されているように見えるが、耕作者にとっては一枚が狭小でかつ分散し、高低差があり水はけが悪い等の問題が多く、営農に支障を来たし、このままでは長期にわたり遊休化するおそれがある水田が散在していた。減反による転作物(大豆)の作付けは3割程度と少なく、大部分の20ha近くが自己保全の管理水田(耕作放棄地)となっていたという。

農家戸数のうち主業農家は81戸。うち担い手(認定農業者)は地区内に5人と入り作の地区外者1人という状況であった。

昭和30年前後に刑務所の入力で整備工事が行われた10ha程度の小区画な耕地が、そのままの姿で平成の今まで残っていた。集落では時として土地改良事業(ほ場整備)



農地利用と法人化について話し合う関係者

をやらうという話も出たが、その都度人間関係や負担金などの問題で流れた。要は強力なリーダーシップを発揮し、まとも上げていく「人」がいなかったのだと取材に応じてくれた大友隆俊氏(農業委員)は分析する。

## 公社事業導入の きっかけ

「下浜羽川集落」は、平成19年から導入される品目横断的経営安定対策への対応を迫られるなかで、平成17年に県秋田地域振興局農林部農林企画課の担い手育成担当のアドバイザー工藤英明氏や市・J A等の指導の下で、将来の地区農業の担い手と水田利用に関するアンケート調査を実施した。

予想されたことではあったが「我が家では後継者もなく、もう農業は出来ないのでは、農地を誰かに作ってほしい」とする回答・要望が多数寄せられた。

つまり自己保全管理水田（耕作放棄地）を含む、この地域の農地・農業をどうするのかという危機意識が浮き彫りになったのであり、この調査が今回の農業生産法人の設立と基盤整備、さらには農地流動化（合理化事業）に取り組み契機となったと前出の友氏は話す。

下浜羽川地区の担い手育成のためには、農地の集積と基盤整備が不可欠の条件だと、地域専属のアドバイザー工藤氏を中心に解決策が模索された。県公社から合理化事業の説明も行なわれた。集落では地区内の認定農業者等を交え、再三にわたり協議・話し合った結果、これからの「下浜羽川集落」の農業の担い手は、集落営農（法人）で進めるしかないという結論に達した。

さらに県公社の賃貸借事業の仲介によ

り集落営農（法人）に農地を面的集積すれば、遊休地解消を目的とした国の補助事業「農地継承円滑化事業」（事業主体・県公社）が導

入・実施できるということも話し合いをスムーズに進める要因となったという。



県農業公社も参加して開かれた設立総会の模様



農事組合法人「アグリはねかわ」のメンバー4人と奥さまたち

秋田市羽川地区概況図  
【農地の所有者状況】



地権者20人から19名を集積して、農事組合法人「アグリはねかわ」に集積される羽川地区の地籍図

**農事組合法人「アグリはねかわ」に25名を再配分**

県公社は地区面積25haのうち、とりあえず権利調整ができた地権者18人から耕作放棄地を含め6・2

haを小作料年払方式の10年定期賃貸借で借り入れた(18年10月)。その時点では未だ集落営農(法人)が立ち上がっていないため、集落営農(法人)の構成員予定者である認定農業者2人に転貸し、農地継承円滑化事業により約1・23haにつ

いて、整地・畦畔除去・水路工などの簡易な基盤整備事業(事業費300万円)を実施した。

そして、平成19年7月9日、関係機関の支援を得て、下浜羽川集落の認定農業者グループ4人が核となり、下浜羽川地区の約25haを主たる経営地とする農事組合法人「アグリはねかわ」(佐藤清代表 62歳)が誕生したのである。

県公社は、農業生産法人の誕生を受け、平成19年7月に残りの耕作放棄地のある農地について、権利調整を実施した。その結果、利用権設定に同意した地権者20人から約19haの農地を借り入れて、うち2haについて「農地継承円滑化事業」で整備した上で(昨年度2人の法人構成員予定者に転貸した農地を合意解約して)、全体面積約25haを新設された農事組合法人「アグリはねかわ」に転貸(利用権設定)する計画である。

未整備として残った農地約17haについては、平成19年度新規補助事業で面的集積の実現をねらいとした「担い手農地集積高度化促進事業」を農事組合法人「アグリはねかわ」の母体である下浜羽川農用地利用改善団体が導入。その交付金(面的集積促進費)により遊休化する恐れのある農地の整備事業を実施することとしている。

水稲と転作大豆を柱として、法人初年度の経営を開始した農事組

合法人「アグリはねかわ」は、佐藤清代表が経営する下浜海水浴場の海の家にも程近い利点を生かし、ブランド米の産直や農産加工品の販売なども計画しており、その経営を県公社とともに注目していきたい。

**面的集積推進のための武器**

秋田県農業公社では、この秋田市「下浜羽川地区」で行った農地の面的集積を伴う農地継承円滑化事業は最初の試みであった。

集落農地を一括借り入れし再配分する手法は、農地保有合理化法人たる県公社が編み出した面的集積手法で、その成功事例を見てみると何らかの基盤整備と相まって進められている例が多い。近年の大規模は場整備事業の実施された地区においても「換地手法」と「合理化事業」により面的集積が進められているが、基盤整備をからめないで流動化手法のみで面的集積に取り組もうとしてもその推進は難しいようだ。

農地政策改革で議論されている面的集積の推進のためにも、そのノウハウをもった都道府県農地保有合理化法人に、更なる簡易な基盤整備事業という「武器」を持たせて行わせることが効果的な課題の解決策の一つであることを、この事例が示している。